

令和5年第4回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料4

（当初発送議案）

		ページ
1	電気・ガス料金高騰の影響を受けた指定管理施設への光熱費の支援に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	1
2	令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金の追加支給に伴う補正予算について 【第129号議案関係】	2
3	令和5年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 【第120号議案関係】	3
4	箕面都市開発株式会社の経営分析等の委託に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	4
5	ふるさと寄附金増収に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	5
6	福祉輸送利用促進モデル事業の運用見直しに伴う補正予算について 【第130号議案関係】	6
7	箕面市手話言語条例、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の制定について 【第123・124号議案関係】	8
8	電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護施設等への支援（第2回）に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	9
9	「川合・山之口地区地区計画」の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 【第125号議案関係】	10
10	第二別館改修工事に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	11
11	かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	12
12	森町保育送迎ステーションの設置に伴う補正予算について 【第130号議案関係】	13
13	箕面市立児童発達支援センター条例の制定について 【第121号議案関係】	14
14	スケボーパークの整備に伴う条例改正と補正予算について 【第122・130号議案関係】	15

		ページ
15	指定管理者の指定について 【第117・118号議案関係】	地域創造部 子ども未来創造局 16
16	箕面市営住宅等の指定管理者の指定管理期間の延長について 【第119号議案関係】	みどりまちづくり部 17

電気・ガス料金高騰の影響を受けた指定管理施設への 光熱費の支援に伴う補正予算について

総務部総務室

- ◆ 物価高騰の影響を受けている指定管理者の負担を軽減することにより、市民生活に影響の及ぶ利用料金への転嫁を防ぐことを目的に、令和5年4月から令和6年3月末までを対象期間として、指定管理者に対し電気・ガス料金の上昇分の1/2の額を支援します。

1 補正予算概要

【歳出】 物価高騰対応市緊急支援事業(指定管理施設支援)		
交付金 物価高騰対応支援金	35,000	千円
【歳入】 地方創生臨時交付金	35,000	千円

2 支援の考え方

- ・指定管理施設の多くは、毎年、市からの指定管理料と施設ごとの利用料金の収益で運営を行っているものの、今般の光熱費の負担増に対しては、指定管理者の経営努力のみでは対応が困難となることから、電気・ガス料金の上昇分の1/2の額を支援します。
- ・対象期間……令和5年4月から令和6年3月までの12ヶ月間
 - ※国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が令和5年11月に閣議決定され、電気・ガス料金の激変緩和事業が令和6年4月末まで継続されると決定したものの、令和3年度と比較すると依然として、影響は残っていることから、令和5年度通年分を支給します。

3 交付金額

- ・令和5年度の指定管理施設の電気・ガスの使用料実績(令和6年1月から3月は前年同月使用量から見込み額を算出)と令和3年度年間実績の差額の1/2の額を支援します。
- ・協定上、「物価上昇リスク」は原則として指定管理者が負う、もしくは協議事項とされ、市と指定管理者の共通課題であることから、1/2支援とします。(コロナ減収補填と同様の考え方)

4 今後の対応

- ・議決後、対象となる指定管理者に年内に通知を行い、支援金の交付を進めます。

5 支援対象施設

- ・指定管理施設27カ所
 - ※収支差補填を行っている、豊能広域こども急病センター、文化芸能劇場、コミュニティセンター13施設、船場駐車場は除く。
 - ※今年度にオープンした桜井駅前駐車場は、物価高騰を踏まえた積算としているため除く。

令和5年度住民税非課税世帯に対する 給付金の追加支給に伴う補正予算について

総務部 総務室

- ◆ 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に伴い、国の全額負担により、物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、低所得世帯に対して、1世帯につき7万円の給付金を追加給付します。
- ◆ 対象となる低所得世帯は、令和5年12月1日時点(予定)で箕面市にお住まいの世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯です。
- ◆ 非課税世帯には、令和5年12月中に市から事前通知書(以下、「通知書」)を送付し、プッシュ型で順次振込を予定しています。

1 補正予算概要

エネルギー・食料品等物価高騰緊急支援給付金交付事業(R5 国補正1号)

【歳出】 委託料等 48,577 千円
交付金 1,260,000 千円

【歳入】 地方創生臨時交付金 1,308,577 千円(10/10補助)

2 緊急支援給付金の概要

(1) 支給対象及び対象世帯数

令和5年12月1日(予定)に住居基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(市条例により市民税均等割が免除されている世帯、生活保護受給世帯、所得要件を満たすDV等避難者等を含む)約 18,000 世帯 (※見込み)

※令和5年度実施の3万円給付対象 15,585 世帯に、転入してきた非課税世帯数の過去実績約 2,000 を加算し切り上げ

(2) 周知方法

市広報紙、市ホームページによる周知を行うとともに、該当世帯へ市から通知書を送付しお知らせします。

(3) 支給方法

市が送付する通知書(令和5年12月中に発送予定)にて受給の拒否等を確認のうえ、市に返送の無い世帯に対しプッシュ型で当該口座に給付金を振り込みます。

(4) 通知書の返送期限

令和6年1月中旬まで。

令和5年人事院勧告に伴う箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について

総務部 人事室

令和5年人事院勧告に対応するため、箕面市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正します。

1 令和5年人事院勧告の内容と本市の対応内容

(1) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 給料月額の変定：初任給及び若年層に重点を置き給料月額を全体的に引き上げ
- ② 期末・勤勉手当の変定：支給月数を0.10月分引き上げ(再任用職員は0.05月分)

(2) 令和5年人事院勧告への対応内容

- ① 給料月額の変定：人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給料月額について、初任給及び若年層に重点を置きつつ1,000～12,000円の範囲で全体的に引き上げ
- ② 期末・勤勉手当の変定：支給月数を0.10月分引き上げ(再任用職員及び会計年度任用職員は0.05月分引き上げ)

職種	現行			改定後		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
常勤・任期付	2.40	2.0	4.40	2.45(+0.05)	2.05(+0.05)	4.50(+0.10)
特別職(※) 議員・特定任期付	4.35	-	4.35	4.45(+0.10)	-	4.45(+0.10)
再任用	1.35	0.95	2.30	1.375(+0.025)	0.975(+0.025)	2.35(+0.05)
会計年度	1.40	-	1.40	1.45(+0.05)	-	1.45(+0.05)

※市長は引き上げを行わず、現行支給月数のまま据え置きとする。

(3) 人件費影響額 約1億5,000万円

2 改正する条例

- ・箕面市一般職の職員の給与に関する条例 他3条例

3 実施時期

- ・給料表：令和5年4月1日、期末・勤勉手当：令和5年12月1日(議決後に追加支給)

箕面都市開発株式会社の経営分析等の 委託に伴う補正予算について

総務部 行政改革・DX 推進室

- ◆ 箕面都市開発株式会社との特定調停(約 4.6 億円)について、みのおサンプラザ 1 号館の分配金の概定に伴い、特定調停の完済と株式化した市の債権(約 5.2 億円)の返済方法の検討を行います。
- ◆ 弁護士及び会計士等の専門家に経営分析等に係る意見書の作成を委託し、会社経営に与える影響も見据えた上で、検討を進めます。

1 補正予算概要

行政改革推進事業

【歳出】 委託料 6,083 千円

2 事業概要と今後の予定

(1)これまでの経緯

- ・平成 23 年 1 月 7 日の第 6 回調停において、本市と箕面都市開発株式会社との間で特定調停が成立し、最終弁済日は令和 11 年 6 月と示されましたが、令和 2 年度と令和 4 年度に渡り繰上返済を行い、債務を減らしてきました。
- ・この度、みのおサンプラザ 1 号館建替に伴う箕面都市開発株式会社の所有床の売却代金が概定(0.98 億円(見込))し、令和 6 年度には手持ちの資金と合わせて弁済原資が残債務額(約 2.4 億円)を上回る予定となりました。

(2)箕面都市開発株式会社の経営分析等

- ・特定調停を完済する適切な手法等の検討に加え、完済後の会社経営への影響、株式化した債権の返済に係る影響について、弁護士及び会計士等の専門家に意見書の作成を委託します。
- ・その後、会社経営に与える影響も見据えた上で、特定調停の完済と株式化した市の債権の返済の検討を行います。

(3)今後の予定

- ・令和 6 年 1 月 弁護士事務所等と契約
- ・令和 6 年 3 月 意見書を受領
- ・令和 6 年 4 月～ 箕面都市開発株式会社と今後の対応を協議

ふるさと寄附金増収に伴う補正予算について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 今年度のふるさと寄附金(個人)収入見込額が、当初予算時の2億円から2億4千万円となったことから、寄附金募集にかかる事業費(返礼品費等)を増額補正します。
- ◆ 増収の要因は、ポータルサイトのより一層の魅力化及び返礼品ラインナップの充実を図っており、全国的なふるさと寄附金の活況と相まって、昨年度よりも大きく実績を伸ばしています。また、主に観光客をターゲットとした、本市の宿泊施設や飲食店等で使用できる電子クーポン券や入浴施設利用券等の体験型返礼品が伸びています。

1 補正予算概要

【歳出】 ふるさと寄附金推進事業	15,851 千円
①報償費	2,000 千円(返礼品費)
②役務費	660 千円(クレジットカード決済手数料等)
③委託料	2,723 千円(業務委託料等)
④使用料及び賃借料	10,468 千円(ポータルサイト使用料等)

2 ふるさと寄附金について

(1)増収の要因

今年度4月～10月の寄附額実績は、91,489千円となり、昨年度実績43,020千円の約2.13倍と大きく実績を伸ばしています。

また、体験型返礼品の今年度4月～10月寄附額実績は、8,114千円(237件)となり、全体の約9%を占めるまでになっています。

新規返礼品数は、今年度8事業者・34品目が追加され、現在、全158品目となっています。

(2)令和5年度ふるさと寄附金収入見込額 240,000千円(昨年度実績比 約1.54倍)

※補正予算(歳入)は、令和6年第2回定例会でご提案します。

【参考】ふるさと寄附金の実績

年度	H31年	R2年	R3年	R4年
ふるさと寄附金※	39,734 千円	46,916 千円	107,934 千円	156,013 千円

※ふるさと寄附金のうち、個人からの寄附金収入額

福祉輸送利用促進モデル事業の 運用見直しに伴う補正予算について

健康福祉部 健康福祉政策室
 子ども未来創造局 人権施策室

- ◆ 福祉有償運送オレンジゆずるタクシーは、支援を要する児童生徒の学校送迎と一般利用を一体的に運用していましたが、4月から学校送迎を分離し、民間介護タクシーによる児童等の送迎に変更します。これにより一般利用の予約が取りにくい状況を解消します。
- ◆ 新年度からの運行体制の見直しを図るため、現在登録されているオレンジゆずるタクシー利用者(約4,000人)の会員の再登録を行います。
- ◆ オレンジゆずるタクシーの利用対象者については、要支援・要介護認定を受けているかた、障害者手帳所持者、車いす利用者とし、あわせて車両台数、料金、運営日数等について現在、見直しを進めています。

1 補正予算概要

福祉輸送利用促進モデル事業

【歳出】 補助金 1,022 千円（会員の再登録に伴う事務費）

重度障害児学校送迎事業

【債務負担行為】 19,896 千円（民間介護タクシー借り上げ料）

【歳入】 府補助金 4,974 千円（1/4補助）

2 福祉輸送利用促進モデル事業の主な見直し内容

	現行	見直し内容
①車両の運用概要	一般利用と学校送迎を一体的に運用 ※一般利用・学校送迎 オレンジゆずるタクシー 12台	一般利用と学校送迎を分離 ※一般利用 オレンジゆずるタクシー 8台 ※学校送迎 民間介護タクシー 9台(予定) UDタクシー 2台(予定)

	現行	見直し内容
②利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けているかた ・要介護認定を受けているかた ・障害者手帳所持者 ・車いす利用者 ・長時間の歩行困難者 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定を受けているかた ・要介護認定を受けているかた ・障害者手帳所持者 ・車いす利用者 ※「歩行困難者」のうち車いす利用のかたは利用可能
③初乗り料金	810円	現行料金(810円)で検討中
④電話予約時間	7時-18時 (当日予約あり)	9時-17時 (当日予約なし)
⑤運営日数	365日	295日で検討中 (日祝・12/29-1/3を運休)
⑥利用券	配付	配付なし ※公平性の観点より
⑦輸送範囲	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接市及び大阪市内(淀川以北)まで ・但し、通院・通所の場合は、制限なし

※③～⑦については障害者団体等と調整中

3 今後のスケジュール

◆福祉輸送利用促進モデル事業に関すること

- 令和6年1月～ 現会員あてに再登録の案内送付、再登録の受付
- 3月～ 会員証を順次発行
- 4月～ 新たな運用でモデル事業を実施・検証

◆重度障害児学校送迎事業に関すること

- 令和6年2月～ 保護者等への説明・民間介護タクシー事業者と契約手続
- 4月～ 民間介護タクシーにて学校送迎

箕面市手話言語条例・箕面市障害者情報 コミュニケーション促進条例の制定について

健康福祉部 障害福祉室

本市では、障害者施策におけるノーマライゼーションの理念に基づき、手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境づくりをより一層進め、誰もが暮らしやすい地域社会をめざすため、平成28年度から箕面市障害者市民施策推進協議会専門部会において検討した内容をふまえ、「箕面市手話言語条例」及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」を制定します。

1 条例の概要

(1) 箕面市手話言語条例

目的	手話に関する施策の総合的・計画的な推進による地域社会の実現
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解、個性・人格の尊重を基本とした手話の利用機会の確保 ・手話を利用する人が意思疎通を円滑に図る権利の尊重 ・手話独自の言語体系と歴史的背景の理解を基本とした手話の普及
その他	・市の責務、市民・事業者等の役割 ・手話の利用環境の整備 等

(2) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

目的	障害特性に応じた意思疎通手段の利用環境構築による地域共生社会の実現
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解、個性・人格の尊重を基本とした意思疎通手段の利用機会の確保 ・意思疎通手段を利用する人が意思疎通を円滑に図る権利の尊重
その他	・市の責務、市民・事業者等の役割 ・意思疎通手段の利用環境の整備 等

(3) 施行期日：(1)(2)ともに令和6年1月1日

2 今後の取組

(1) 条例制定に伴う啓発事業（12月補正予算・令和6年度当初予算）

【12月補正予算】 障害者地域生活支援事業

- ・印刷製本費 288千円(周知リーフレット、周知ポスター)
- ・委託料 15千円(周知リーフレット点訳委託)

(2) 意思疎通支援関連事業の推進（令和6年度当初予算）

電気・ガス料金高騰の影響を受けた介護施設等への 支援（第2回）に伴う補正予算について

健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室

電気ガス料金高騰の影響が残る中、物価高騰分をサービス価格に転嫁することが困難な事業者のうち、令和5年度大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業の支援対象外である事業者に対し、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金分）を活用し、支援金を交付します。

1 補正予算概要

所管室	対象施設	支援金予算額
高齢福祉室	介護付き有料老人ホーム	6,586 千円
障害福祉室	地域活動支援センター 社会的雇用事業所	373 千円

2 支援の考え方

大阪府では、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」を支給していますが、その対象外とされている介護施設等に対し、本市において地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う負担軽減を図ります。

3 交付対象事業所数及び交付金額

分野	交付対象施設数等	交付金額
高齢	介護付き有料老人ホーム 6 施設、定員 392 人	<入所・居住系> 16,800 円/人
障害	地域活動支援センター、社会的雇用事業所 4 事業所、定員等 69 人	<通所系> 5,400 円/人

4 今後の対応

- ・対象事業所へ個別通知、申請書送付（1月上旬）
- ・申請に基づき交付決定後、指定口座に交付金を振込

「川合・山之口地区地区計画」の区域内における 建築物の制限に関する条例の制定について

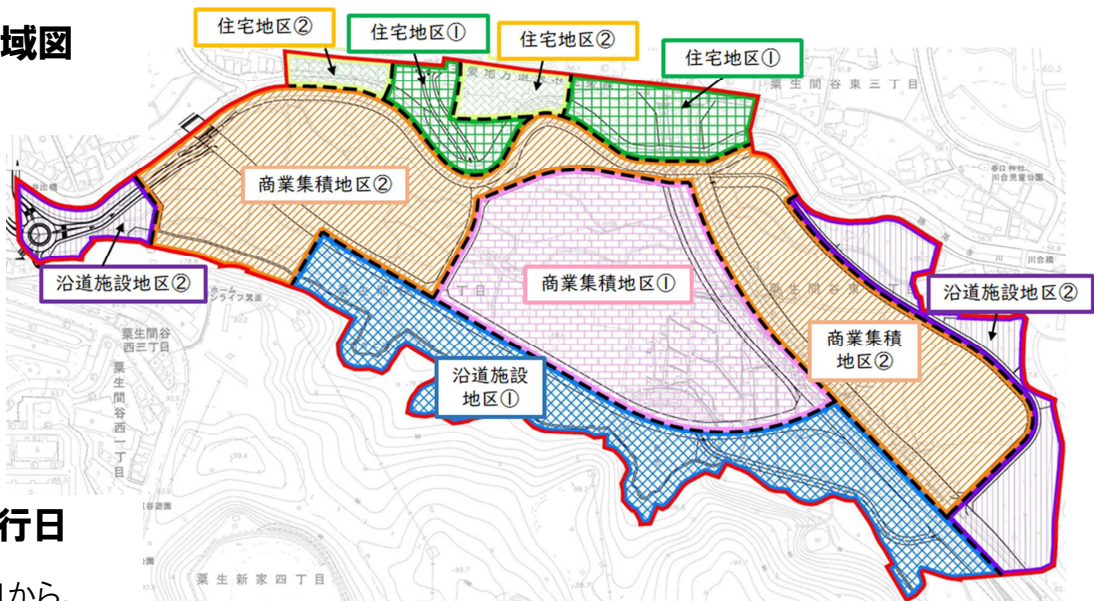
みどりまちづくり部 まちづくり政策室

川合・山之口地区において建物を建築する際のルールを「川合・山之口地区地区計画」として令和5年9月29日に都市計画決定したことに伴い、その内容を条例に定めます。区域(21.6ha)を6つに区分し、特性に応じたルールとします。

1 条例の概要

地区名	地区計画で制限する 主な用途	最高 高さ	最低敷地 面積	外壁後退
商業集積地区①	住宅・共同住宅・パチンコ屋・ 風俗施設	31m	2,000 m ²	敷地境界線から 2m以上
商業集積地区②	住宅・共同住宅(2階以上 可)・パチンコ屋・風俗施設	31m	1,000 m ²	
沿道施設地区①	専用住宅(店舗併用可)・パ チンコ屋・風俗施設	22m	150 m ²	道路境界線から 1.5m以上
沿道施設地区②	パチンコ屋・風俗施設	22m	150 m ²	道路境界線から 1m以上
住宅地区①	公衆浴場・自動車車庫	12m	150 m ²	
住宅地区②	※別途用途地域でパチンコ 屋や風俗施設など規制あり。		100 m ²	

2. 区域図



3. 施行日

公布の日から。

第二別館改修工事に伴う補正予算について

みどりまちづくり部 営繕室

- ◆ 第二別館(旧教育センター)を再使用するにあたり、配置する施設の検討を行っていましたが、青少年指導センター、子ども家庭センター(大阪府)、郷土資料館、児童発達支援事業所(あいあい園)で確定しました。
- ◆ 児童発達支援事業所の配置決定により、1階部分及び2階の一部分のLED照明及び空調機器等を整備するため、工事請負費を増額補正するものです。

1 補正予算概要

旧教育センター改修事業

【歳出】 工事請負費 159,000 千円 (LED照明化、空調整備、換気設備)

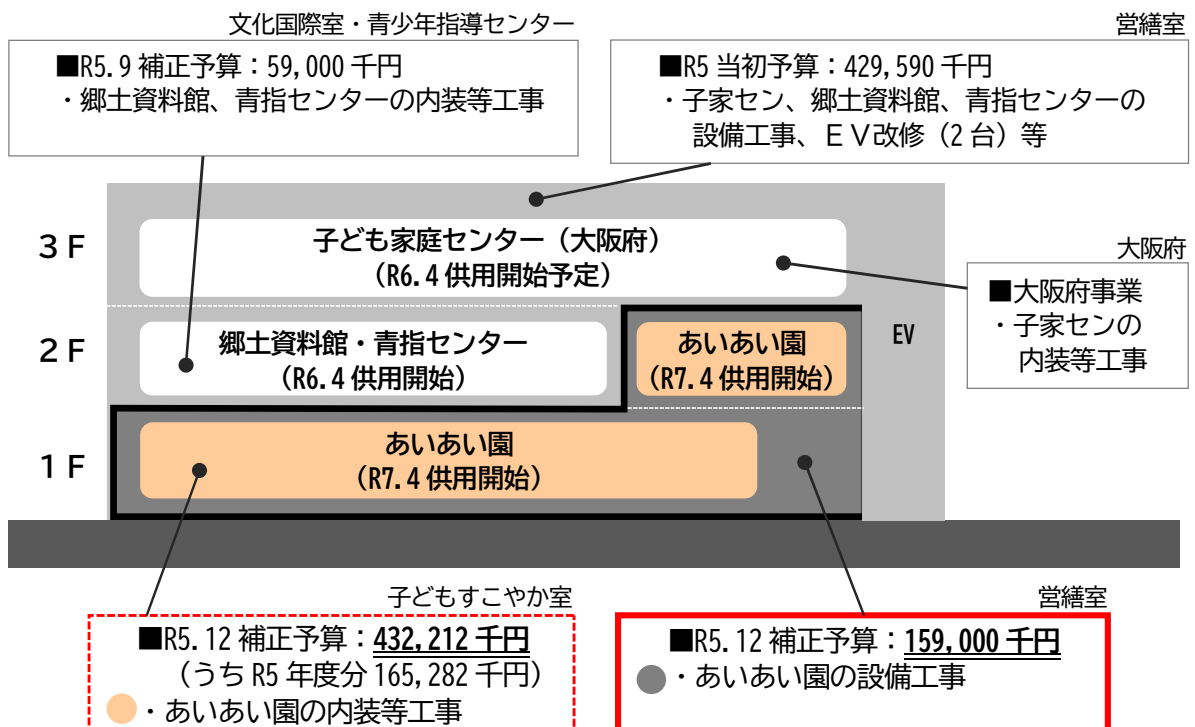
【歳入】 市債 143,100 千円

(一般財源化債:事業費の1/2、交付税算入率70%)

(社会福祉施設整備事業債:事業費の2/5)

2 事業スケジュール

- ・令和6年2月 入札手続き
- ・令和6年3月 着工
- ・令和7年2月 竣工(工期12ヶ月)



かやのさんぺい橋上屋リニューアル工事に伴う 補正予算について

みどりまちづくり部 道路整備室

「かやのさんぺい橋リニューアル工事」の既存上屋撤去等において、道路管理者(大阪府)、交通管理者(警察)との施工協議により、上屋撤去時に使用する重機(クレーン等)を追加し、高所作業での安全を確保するための仮設足場を「吊り足場」から一部「枠組み足場」に変更したことにより、工事請負費を増額補正するものです。

1 補正予算概要

橋りょう長寿命化対策事業

【歳出】 工事請負費: 59,985 千円(重機の追加、仮設足場の仕様変更)

【歳入】 国補助金: 29,992 千円(1/2補助)

市債: 26,900 千円

※参考: 補正後総事業費

【歳出】 工事請負費: 582,985 千円(当初: 523,000 千円+補正: 59,985 千円)

【歳入】 国補助金: 291,492 千円(1/2補助)

市債: 262,300 千円

2 工事スケジュール

	令和5年				令和6年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備工	■						
仮設足場(仕様変更)		■					
上屋撤去			■	■			
上屋撤去(追加機械使用)				■	■		
上屋設置						■	
仮設足場撤去							■

3 施工機械イメージ



25t
ラフター
クレーン



70t
ラフター
クレーン

森町保育送迎ステーションの設置に伴う 補正予算について

子ども未来創造局保育幼稚園利用室

- ◆ 箕面森町地域では、幼保連携型認定こども園と認可保育園を各1園整備し、整備後も保育ニーズの増加に伴い増築等により保育定員を拡大してきましたが、近年はさらに保育ニーズが増えており、乳児を中心とした待機児童が生じています。
- ◆ そのため、令和5年度は、箕面森町地域が市内の他の地域と比較して保育士確保が大変厳しいこともあり、緊急対策として、市の保育士3人を箕面森町地域の認可保育園に派遣し、当該園の受け入れ人数を増やしました。
- ◆ 既存施設の定員増には施設面で限界があるため、令和6年度は、箕面森町地域で朝夕に1・2歳児を預かる保育送迎ステーションを設置します。ステーションで預かった子どもたちを専用車で東保育所に送迎し、日中は東保育所で保育をします。

1 補正予算概要

広域的保育所等利用事業

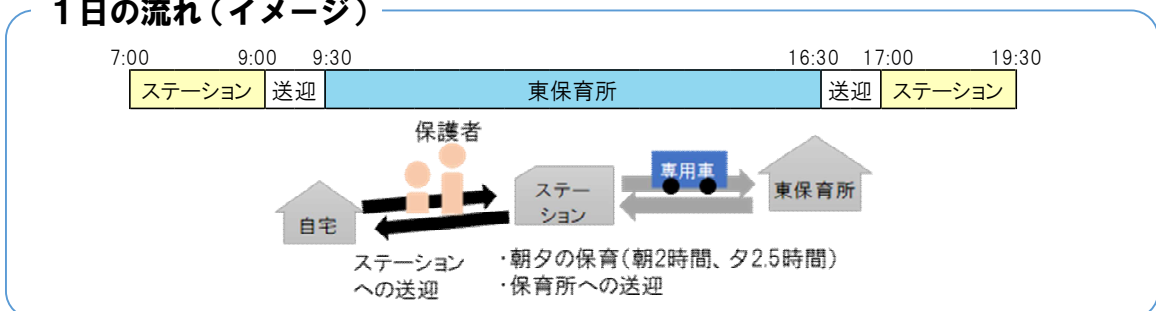
【歳出】 庁用器具費(机・椅子等)ほか 767 千円

【歳入】 国庫補助金(保育対策総合支援事業費補助金) 383 千円(1/2 補助)

2 保育送迎ステーションの概要

- ①設置場所: 箕面森町ピースガーデン自治会館内
- ②開所時間: 朝「午前7時～9時」と夕方「午後5時～7時 30 分」
- ③定員: 11 人(1・2歳児)
- ④運営方法: 市の直営(保育士2人を配置)
 ※保育士は子どもたちとともに専用車で移動し、日中は東保育所で保育を行います。
- ⑤安全対策: 座席にはチャイルドシートを設置し、置き去り防止対策の安全装置も設置
- ⑥利用料金: 無料

1日の流れ(イメージ)





箕面市立児童発達支援センター条例の 制定について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 現在、市立病院リハビリテーション棟1階で運営している児童発達支援事業所「あいあい園」の機能を、令和7年4月に箕面市役所第二別館(1階、2階の一部)へ移転し、診療所機能を併設した児童福祉施設「児童発達支援センター」として開設するにあたり、必要な事項を規定するため、本条例を制定します。
- ◆ 移転先の市役所第二別館の令和7年2月竣工をめざし、今回、補正予算(工事経費)の提案を行います。

1 制定の概要

児童の健やかな育成を図るため、障害のある児童や発達上の支援を要する児童に対し、発達支援、訓練、医療等の必要な支援を総合的に提供することを目的とする。

	【現在】	【移転後】 令和7年度から
名称	総合保健福祉センター分室	児童発達支援センター(児童福祉施設)
場所	萱野五丁目(市立病院リハ棟)	船場西三丁目(市役所第二別館)
事業	児童発達支援事業【国給付事業】	児童発達支援事業【国給付事業】
		保育所等訪問支援事業【国給付事業】
		障害児相談支援事業【国給付事業】
	市立病院外来(障害児リハビリテーション)	診療所(障害児リハビリテーション)
	発達相談	発達相談、(新規)知識普及啓発

※箕面市児童発達支援手数料条例を廃止し、本条例に統合します。

2 移転整備にかかる令和5年12月補正予算の概要

事業名称	あいあい園移転整備事業(令和5年度、令和6年度 継続費)
補正予算額	【歳出】工事請負費 432,212 千円(令和5年度分 165,282 千円)
	【歳入】市債 387,400 千円(令和5年度分 148,700 千円) (一般財源化債:事業費の1/2、交付税算入率 70%) (社会福祉施設整備事業債:事業費の 2/5)
事業内容	市役所第二別館 1階、2階の一部にかかる間仕切り、内装改修等
スケジュール	R6.2月 入札、R6.3月 仮契約、R6.6月 議決後着工、R7.2月 竣工 ※R6.3月から、工事の一部(電気・機械設備)を先行して着工します。



スケートボードパークの整備に伴う 条例改正と補正予算について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 「スケートボード場」の新設に伴い、箕面市立総合運動場条例を改正し、第一総合運動場の区分に「スケートボード場」を追加します。
- ◆ スケートボード場のオープニングイベントに必要な経費を補正するとともに、イベント開催を令和6年4月27日(土)に予定しているため、併せて繰越明許費の補正をします。
- ◆ 箕面市立総合運動場の現指定管理者が他の第一総合運動場施設と一体管理を行うため、債務負担行為を追加補正します。

1 箕面市立総合運動場条例の一部改正

(1)改正の内容

箕面市立総合運動場条例の第一総合運動場の区分に「スケートボード場」、位置に「箕面市新稲2丁目243番地の1」を追加します。

(2)施行期日 令和6年4月1日

2 補正予算概要

スケートボードパーク等整備事業

【歳出】 体験会運営等委託ほか 1,147千円

・オープニングイベント開催予定日 令和6年4月27日(土) (ゴールデンウィーク初日)

※歳出予算の執行が翌年度にまたがるため、併せて繰越明許費の補正をします。

3 債務負担行為補正

・箕面市立総合運動場の現指定管理者である「みのおNEXT スポーツコミュニティーパートナーズ」が他の第一総合運動場施設と一体的に指定管理を行うため、スケートボードパークに関し債務負担行為を追加補正します。

(1)期間 令和6年4月1日～令和15年3月31日(9年間)

※箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書の残期間

(2)限度額 58,770 千円

指定管理者の指定について

地域創造部 交通政策室／子ども未来創造局 生涯学習・市民活動室

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場、箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館の指定管理者を提案します。

1 箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場

期間	令和6年3月23日～令和9年3月31日（3年9日間） ※かやの第一駐輪場は令和6年度中の供用開始日から
候補者	サイカパーキング株式会社
管理料	11,494 千円／3年9日間（R5年度:4,566 千円、R6年度:0 千円、R7年度:3,496 千円、R8年度:3,432 千円）
選定方法	公募(応募者数:1者)(箕面市立駐車場条例第7条第1項)
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を審査した結果、本駐輪場を安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。 ・ 隣接する商業施設の駐輪場についても、同社が運営管理を行う予定となっており、かやの地区全体の駐輪場を一体的に管理運営することで、箕面萱野駅周辺環境の向上が見込めるため。 ・ 指定管理期間における各年度において、その収支決算額が黒字となった場合は、その黒字額の50%を市へ納付する提案があったため。

2 箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館

期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)
候補者	箕面都市開発株式会社
管理料	135,892 千円／3年間 (R6 年度:38,255 千円、R7年度:51,436 千円、R8 年度:46,201 千円)
選定方法	公募(応募者数:2者)(箕面市立箕面文化・交流センター条例第5条第4項)
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を審査した結果、貸館施設を安定して運営する能力を有し、本施設の設置目的を効果的に達成できるため。 ・ また、同社からの特別提案として、北館の事務室を月額12万円(税込み)で指定管理期間中賃借すること、南館の1室を活用し、利用者要望の多い小さな時間貸しのミーティングルームを増設して、その利用料金(消費税除く)を全額、市に納付するとの提案もあったため。

箕面市営住宅等の指定管理者の 指定管理期間の延長について

みどりまちづくり部 営繕室

- ◆ 市営住宅等の管理運営に係る現指定管理期間が、令和6年3月末日をもって終了するため、次期指定管理者を公募しましたが、応募者が無く、再公募の必要が生じました。
- ◆ 次期指定管理者を指定するための提案が、令和6年第1回定例会市議会となることにより、業務の引き継ぎ期間を設定する必要が生じたため、現指定管理者の指定期間を令和6年4月1日から6月30日までの3か月間延長するとともに、延長する期間の事業費について、債務負担行為を設定するものです。

1 提案内容

- (1)現指定管理業務期間の3か月間延長(令和6年4月1日から6月30日まで)
- (2)上記延長期間に要する事業費(10,213千円)に係る債務負担行為の設定

2 指定管理期間延長の理由

- (1)次期指定管理者の候補者を令和5年11月に公募したところ、応募者が無く、不調に終わりました。
- (2)再公募し、次期指定管理者の候補者を選定しても、指定管理者指定のための提案が令和6年第1回定例会市議会となることを受け、令和6年4月からの業務開始が不可能となったことから、指定管理期間を延長し、引き継ぎ期間を確保します。

3 現指定管理業務の概要

- (1)対象施設 箕面市営住宅等(北芝・瀬川・如意谷・桜ヶ丘・桜ヶ丘南・牧落各住宅市営借上住宅6か所)
- (2)指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間
- (3)指定管理者 日本管財株式会社

4 スケジュール

年/月	R5(2023)年度					R6(2024)年度			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7
現在の指定管理期間	指定管理期間 (R6.3まで)								
指定管理期間の延長						期間延長 (R6.6まで)			
次期指定管理者	再公募・候補者選定					引継期間(3カ月)			
	指定管理期間変更議決					次期指定管理開始			
	次期指定管理者議決								